

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)		平成28年度 第1回川西市介護保険運営協議会 「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」	
事務局(担当課)		健康福祉部 長寿・介護保険課	
開催日時		平成28年9月15日(木)10:00~11:00	
開催場所		川西市役所 501 会議室	
出席者	委 員	大塚保信、藤末洋、中村敏美、坂井稔、田中公宏、南智子、喜田和代、三浦光子	
	そ の 他		
	事 務 局	荒崎成治、山本敏行、田中英之、今井ひでみ、山本基二、阪上翔太	
傍聴の可否		可	傍聴者数 1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第		1. 開会 2. 川西市介護保険運営協議会の所轄事務及び組織改正について 3. 報告事項 「配食サービスについて」 4. 報告事項 「介護予防・日常生活支援総合事業について」 5. 報告事項 「平成 27 年度 川西市介護保険事業概要について」 6. その他 7. 閉会	
会 議 結 果		別紙審議経過のとおり	

審議経過

1.開会	<p>本日、市議会により健康福祉部長が出席できないため、部長に代わってご挨拶をさせていただく。本市においては、平成 29 年の 4 月からの新しい介護予防日常生活支援総合事業への移行、医療と介護の連携の充実に向けた取り組みを順次進めている。国においても各省庁から財務省への概算要求が終わり、予算編成への作業を進めている。国においても県自治体においても来年度に向けた取り組みが本格化する時期となっている。そうした中で、本市でも専門的な事項を協議していきたいということで、今年度から新たに部会を設置しており、本日はその一つである当協議会を開催したい。高齢者や介護保険制度の環境は、どんどんと変化していくものであるため、制度をしっかりと構築してこれからの高齢者の生活を支えていくためには本協議会で審議する内容も大変重要になってくると考えている。皆様にはそれぞれの専門的な立場でのご意見賜りたい。</p>
2.自己紹介室長挨拶	<p>平成 28 年 4 月より事務局に異動した者（今井・阪上）のみ自己紹介</p>
3.組織改正の説明	<p>改正前は介護保険運営協議会と社会福祉審議会高齢者専門部会の二つの組織で介護保険の事業計画および高齢者保健福祉計画の策定を行っていた。また介護保険料の改定、地域包括支援センター運営状況の確認、地域密着型サービス等施設整備の選定は介護保険運営協議会の方で行っていた。介護保険の計画を策定するうえで、今まで協議会二つ開いて同じことをそれぞれ別でやっていたが、かなり非効率であったので今回組織を改正した。改正後は介護保険運営協議会（全体会）ではこの以前の二つの協議会のメンバーを合わせた形で、全体の運営協議会とする。ここでは高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の案を審議していく形となる。ただ今まで審議してきた介護保険料、地域包括支援センター、施設整備については、全体会でやるには小回りが効かないので、今回部会という形で立ち上げ、今まで介護保険運営協議会に携わっていたメンバーで運営していきたい。そしてもう一つの部会である、生活支援体制整備部会とは高齢者が地域の中でずっと生活していくためには、どういう形で地域が高齢者を支えていけばいいのかということ協議する部会である。これは国から話し合う場を作りなさいという指示が出ている。第二層として 7 つの中学校圏域がそれぞれの高齢者のことを話し合い、その地域から出てきた問題を市全体としてまとめるのが生活支援体制整備部会である。この部会は高齢者専門部会のメンバーで構成されるが、それ以外に特別に部会員という役割を作っており、生活支援コーディネーターやコミュニティ協議会連合会が部会員を務める。以上のような形の組織改正を 4 月から行った。それに伴い介護保険運営協議会に関わる以下の条例改正も行われた。第 21 条第 1 号では高齢者保健福祉計画を介護保険運営協議会で審議できるようにし、第 23 条第 1 項及び第 2 項では委員数と構成メンバーの見直し、第 23 条第 6 項から第 8 項では臨時の委員の設置、委</p>

	<p>員以外の部会員の設置、これらの臨時委員、部会員は市長が委嘱することを定めている。この条例は平成 28 年 4 月 1 日より施行するものである。また条例で定められなかった細かな取り決めも、規則でそれぞれ定めている。</p>
<p>4.部会長・副部会長の選出</p>	<p>第 5 条第 2 項に基づき部会長・副部会長の選出を行う。本来であれば委員の互選によって決めるが、もともと介護保険運営協議会においては、大塚会長と藤末委員が職務代理をされていた。</p> <p>したがってこのまま大塚会長を部会長、藤末委員を副部会長としたいという事務局案に対して、「異議なし」との声。よって川西市介護保険運営協議会の部会長を大塚保信委員、副部会長を藤末洋委員に決定させていただく。</p>
<p>5.部会長挨拶</p>	<p>介護保険制度も 16 年目を迎え、当初は 4 兆円規模で運営を行っていたが今は 10 兆円規模まで膨らみ、今後ますます多くの方が介護保険を使うことが予想される。なるべく多くの方に使ってもらいたいが、今後の第 7 期については法律改正が行われ、利用や負担も引き上げられる動きがある。介護保険はあくまで高齢者のための制度であるが、同時にそれを支える若い世代の財政負担もさらに厳しくなっていくだろう。また、介護保険制度は原則市町村単位で運営する中で、川西市は健全な運営を行っている。これも事務局のご尽力あってのことなので、今後ともよろしくお願ひしたい。</p>
<p>6.出席確認</p>	<p>委員の出席について、委員 8 名のうち、全員出席。</p> <p>よって川西市介護保険運営協議会規則第 3 条第 4 項の規定に基づき、本日の協議会は成立。</p> <p style="text-align: center;">傍聴人は無し。</p>
<p>7.資料確認</p>	<p>・ 本支配布</p> <p>①平成 28 年度第 1 回川西市介護保険運営協議会「介護保険料・地域包括支援センター・地域密着型サービス等施設部会」次第</p> <p>②平成 28 年度川西市地域密着型サービス事業者公募要項（抄）</p> <p>③介護保険ガイドブック</p> <p>④チラシ「目指せ！いきいき健康家族」</p> <p>・ 事前配布</p> <p>① 介護保険運営協議会の組織改正について</p> <p>② 川西市介護保険条例</p> <p>③川西市介護保険運営協議会規則</p> <p>④平成 27 年度川西市介護保険事業概要について</p> <p>⑤平成 27 年度地域包括支援センターの状況（資料 3）</p>

8.報告事項

「平成 27 年度川西市介護保険事業概要について」

(1) 高齢者人口の推移 (P.1)

下の表の右から 3 つ目の「総人口」と、右から 5 つ目の「高齢者合計」参照。平成 28 年 3 月 31 日現在の総人口は、平成 23 年 3 月と比較して、1,024 人減少し 15 万 9,883 人となっているのに対し、65 歳以上の高齢者合計は平成 23 年 3 月より 7,002 人増加し、47,594 人となっている。高齢化率は 29.8%と上昇している。

(2) 地域別人口 (P.2)

高齢化率が 30%を超えているのは、前年と変わらず、明峰、緑台、陽明、清和台、清和台南、牧の台の 6 地区。いずれも昭和 40 年代に大阪近郊のベッドタウンとして開発された大規模団地である。

(3) 要介護・要支援認定者数の推移 (P.3)

過去 10 年間の推移をみると、要介護 4 および 5 の重度要介護認定者数は、平成 18 年度の 1186 人に対し平成 27 年度は 1381 人と 200 人程度の増加であるのに対し、要支援 1 および 2 の認定者数は平成 18 年度の 1159 人に対し、平成 27 年度は 2923 人と 1800 人近く増加している。

(4) 要介護・要支援認定の概況 (P.4)

平成 27 年度の認定件数 8455 件のうち、要支援 1 が 23.1%で最も多く、以要介護 1、要支援 2、要介護 2、要介護 3、要介護 4、要介護 5 の順となっている。

(5) 介護保険サービスの利用者の概況 (P.6)

介護保険サービスの利用者は、年々増加しており平成 28 年 3 月は前年比 347 人増加の 6739 人となっている。また、利用者の介護度については要介護認定者の推移と同様、過去 5 年のサービス利用者数の推移について、要介護 4 および 5 にはほとんど変化がなく、比較的軽度な利用者が増加している。

(6) 居宅別利用者の傾向 (P.7~P.9)

中ほどの表を参照。サービス利用者は、各サービスとも毎年増加している。平成 23 年度と比較すると施設サービス受給者数は約 1.1 倍の 13,190 人に対し、居宅介護サービス受給者数は約 1.3 倍 62,160 人、地域密着型サービス受給者数も約 1.3 倍の 3,523 人となっている。

左の P.8 が居宅、右の P.9 ページが施設の介護度別利用者の推移となっている。P.8 と P.9 の下のグラフ参照。居宅サービスの介護度別利用者数は、要介護 1 が最も多く、要介護 2、要支援 1 と続いている。P.9 の施設サービス介護度別利用者数は、要介護 4 が最も多く、要介護 3 が続く。一方、平成 23 年度と上昇率を比較すると居宅では要支援 1 が約 1.7 倍の 11,128 人、施設では要介護 1 が約 1.8 倍の 909 人となっている。

(7) 保険給付費 (P.9)

介護サービス給付費は平成 18 年度から平成 27 年度の 10 年で 1.6 倍まで増加している。下のグラフ参照。施設サービス費が緩やかに増加しているのに対して、居宅サービス費 10 年で 2 倍近くまで増加している。

(8) 介護保険事業計画との比較 (P.12~P.13)

左 P.12 が要介護、右 P.13 が要支援となっている。P.12 の要介護の居宅サービスにおいては福祉用具購入費が 129.66%、訪問看護が 109.84%と上回っているが訪問リハビリテーションは 73.7%、認知症対応型通所介護は 74.15%、と計画値を下回る利用となっている。

P.13 の要支援の居宅サービスにおいては、介護予防訪問看護が 197.49%と上回っているが、介護予防特定施設入居者生活介護 60.67%と計画値を下回る利用となっている。

(9) 介護保険事業特別会計収支（見込み）（P.15）

平成 27 年度収支額は、歳入が 113 億 97 万 4,390 円、歳出が 111 億 6,120 万 1,393 円となり、翌年度への繰越金額は 1 億 3,977 万 2,997 円となっている。

(10) 経営状況の比較（P.16）

上のグラフ参照。当グラフは基金残高の推移で平成 27 年度の基金残高は 9 億 3,965 万 1 千円となっている。

下のグラフ参照。当グラフは月額第 6 期介護保険料基準額である。月額 4,550 円という金額は国平均よりも県平均よりも低い額となっている。

【質疑応答】

●P.8 の居宅サービス利用において、要介護 4 および 5 については前年に比べ減少しているが、老健や特養に移行したのか？

→老健や特養等の施設への入所や医療機関への入院等が考えられる。しかし追跡調査ができていないので、現時点では一般的な答弁になる。

●P.9 の施設サービス利用において、平成 27 年度の要介護 2 の 1,793 人とあるが、原則特養入所は要介護 3 以上のはず。これは既に入所していたのか？

→特養入所は要介護 3 以上ではあるが、改正前にすでに入所されていた方や、認知症が進まれている等の特別な理由があり要介護 1・2 で入所している方もいる。また、老人保健施設、介護療養施設については要介護 1・2 の方も入れるので、そういった方たちも含まれた数字である。

●P.15 の平成 27 年度収支について、前年に比べ約 3,000 万円減少している原因は？

→3 月の決算見込みの時点で、収入が足りない場合は基金からの繰り出しで賄う。平成 26 年度に関しては基金からの繰り入れを行った。対して平成 27 年度は前年に比べ収入にゆとりがあるため、繰り入れる必要がなかった。その差が収支に出てきている。しかし、決算見込みの後で国庫補助金、県の補助金、支払基金の精算がある。その精算に繰越金を充てはめていき、そして残った分が来期に繋がる。

●虐待などやむをえない理由で要介護 3 以下の人が特別に特養に入る場合は老人福祉法で入るのか、介護保険法で入るのか？

→介護保険法で入る。川西市では現在老人福祉法の措置で入っている人はいな

い。

●更新申請での結果について、要介護度が軽く判定される傾向が多く感じる。施設入所をしている方の変更申請で要介護 3 から要介護 1 になる場合もあるので非常に苦慮している。要介護 1・2 の方でも実際は介護度が重たいのではないかと検証しておく必要がある。

●P.16 の介護保険料月額について、県の平均と全国平均を教えてください。また兵庫県下で何番目に安いのか？

→兵庫県の平均は 5,440 円。全国平均は 5,516 円。

兵庫県下では 2 番目に安い。伊丹市が 1 番安いが高齢化率は川西市よりも低いので、それを加味して検証すれば川西市が一番安いかもしれない。ちなみに全国で一番安い市町村は三島村で 2,800 円、一番高いのは奈良県天川村で 8,686 円である。

9. 報告事項

「平成 27 年度地域包括支援センター事業報告について」

(1) 設置状況について (資料 3P.1)

現在市内には 7 つの日常生活圏域、概ね中学校区に 1 か所に地域包括支援センターを設置している。川西市中央地域包括支援センターは、その他の地域包括支援センターの総括・後方支援を担当している。中央地域包括支援センターは今年度 4 月から、ふれあいプラザ 3 階から本庁の長寿・介護保険課に移転した。

(2) 介護予防ケアプラン処理状況 (資料 3P.1)

介護予防ケアプランとは要支援 1・2 の認定を受けた状態の人の介護保険サービスの計画書のことである。平成 27 年度のケアプラン処理の合計数は 21,067 件で対前年比と比較すると、2,702 件、14.7%増加している。各包括別で見ても、それぞれ年間 500 件～600 件の増加となっている。

(3) 相談記録実績 (資料 3P.2)

地域包括支援センターの主な業務は総合相談事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業の 4 事業を主に実施している。

総合相談事業では地域の高齢者や、家族からの介護を含めた多様な相談を総合的に受け止め、介護サービスをはじめ、様々な制度や地域の資源を活用し、総合的な支援を行う。権利擁護事業では、高齢者が様々な社会生活上での困難を抱えても、地域で自分らしく安心して生活ができるよう高齢者の人権に関する相談に対応する。例えば消費者被害の防止や成年後見制度の活用、高齢者虐待の防止等にあたる。

包括的継続的ケアマネジメント事業では、高齢者が地域において自立した日常生活ができるよう、医療・福祉・保健・地域の連携によって、適切な社会資源が切れ目なく活用できるようにしている。

介護予防ケアマネジメント事業では介護保険の認定を受けて、要支援 1 にな

られた方や要介護状態になる恐れのある方で介護予防のためのサービスを利用する方に対して、利用者本人や家族の希望を聞きながら、利用者の状態に応じた介護予防ケアプランの作成や、作成したプランに基づいて必要な援助を行う。その他、介護予防教室の開催、福祉サービスや介護保険の申請代行、高齢者の実態把握などを行っている。

上の表参照。

- ・平成 27 年度の相談方法において電話相談が 2,956 件と前年度と比較して約 220 件増加している。

- ・平成 27 年度の相談経路については、「その他」は知人や友人にあたるが、240 人と前年度と比較すると 64 人増加している。

- ・平成 27 年度の対応については、訪問が 2,464 件と前年度と比較すると 144 件増加している。

- ・平成 27 年度の相談内容については、「高齢者福祉サービス」では徘徊高齢者家族支援が 49 件で、前年と比較すると 26 件増加している。徘徊高齢者家族支援の内容は認知症の高齢者の方が徘徊した場合に、その居場所を早期発見できるように GPS を使った即時システムを利用し現在地を探し、徘徊高齢者の早期発見と、安全の確保に役立て、家族の負担軽減を図るものである。

- ・次に権利擁護・人権に関することが 157 件で前年度と比較すると 42 件増加している。

- ・また、虐待通報や相談に関することが 146 件で前年度と比較すると 76 件増加している。これは介護支援専門員や訪問介護員、民生委員などに高齢者虐待防止法についての認識が広まったのが主な要因と考えられる。今後もこの傾向は続くと思われる。

- ・介護保険の住宅改修に関する相談は 333 件で前年度と比較すると 76 件増加している。

- ・すべての相談内容の合計では 4,669 件で前年度と比較すると 337 件、7.8%の増加となっている。

(4) 平成 27 年度川西市中央地域包括支援センターの相談件数について (資料 3P.3 左上の表)

- ・相談方法について、電話による相談が前年度と比べて 50 件の減となっているが、来所による相談が 21 件の増となっている。

- ・相談経路について、関係機関からのものが 30 件の減となっている。

- ・対応について、前年度と比較して電話のみが 51 件の減となっており、来所によるものが 21 件の増となっている。

- ・相談内容について、権利擁護・虐待に関する相談 40 件の増となっている。これは高齢者虐待防止法の通報などにより、各委託地域包括支援センターがケース対応について中央地域包括支援センターに相談している件数である。

(5) ケアマネに対する個別相談・支援について (資料 3P.3 左下の表)

- ・事例検討会について、昨年度の参加人数は 180 人であったのに対し、今年は 82 人となっている。これは検討会の開催数の減が影響している。

・その他の取り組みとして、各地域包括支援センターのネットワークの強化を図るため、毎月1回実務担当者会議を開催している。これは各地域包括支援センターの3職種が一同に会し、各地域包括支援センターにおける課題の検討や情報の共有化を図り、各地域包括支援センター間で対応の違いが出ないように、資質の向上を図る目的や連携強化にも繋がっている。

また包括的・継続的ケアマネジメント事業として、認知症高齢者支援を柱に様々な地域福祉活動と地域包括支援センターが連携し、高齢者支援のための仕組みづくりの検討を行っている。

(6) 高齢者虐待対応状況について (資料 3P.3 右の表)

・相談通報者について、昨年度と比べ15件の増となっている。主に介護支援専門員からの連絡によるものである。

・事実確認の状況について、訪問による事実確認が前年度と比較して16件増えている。また事実確認の結果、虐待であると判断した件数は24件で前年度と比較すると21件増加している。

・虐待の種類について、虐待の認定件数が30件で昨年度と比較して27件増加している。虐待の認定では身体的虐待が13件で最も多くなっている。

・虐待者の性別について、女性が16名と、男性の2倍になっている。

・虐待者との関係について、息子が最も多くなっている。

・被虐待者の年齢について、70歳代・80歳代が多くなっている。

・虐待ケースの対応について、介護サービスの導入・調整が11件、次いで虐待者と被虐待者の分離、見守りが各6件となっている。

・被虐待者の介護保険認定状況について、半数以上が認定済みとなっている。

・被虐待者の介護度別について、要介護1が最も多くなっている。

・被虐待者の認知症自立度について、自立が15人と最も多くなっている。続いて自立度Ⅱが7人となっている。

・その他、27年度から始まった新しい地域支援事業として、在宅医療介護連携推進協議会を川西市医師会・川西市歯科医師会をはじめ14団体から選出いただき、平成30年度までに取り組まなければならない在宅医療介護に関する8つの取り組みを月1回の協議会で検討している。この協議会はもともと川西市医師会が平成27年度まで行われていた

在宅医療推進協議会の事務局を、川西市・猪名川町で担当している。

・また認知症施策としては、認知症地域支援ネットワーク推進会議において平成27年度より、川西市高齢者徘徊見守り登録をされた方で希望者のみ、靴用のステッカー10足分を配布し、認知症高齢者の方が行方不明になった場合、その靴用ステッカーにある番号で個人を特定し早期に発見しようとするものである。配布者は現在31名となっている。

・認知症カフェの開設について、平成27年度より1ヶ所につき5万円を助成している。現在市内に8ヶ所が開設されている。

・平成27年10月から認知症初期集中支援チームを開始した。これは認知症が

<p>【質疑応答】</p> <p>10.「平成 28 年度川西市地域密着型サービス事業者公募」について</p> <p>11.その他、意見・質問・感想等</p>	<p>疑われる人、認知症の人とその家族を訪問して、認知症専門員の識別診断など観察・評価を踏まえ、自立生活のサポートをおこなうチームで、現在 2 チームが活動しておりチーム員会議を月 1 回開催している。</p> <p>(7) 平成 27 年度 認知症サポーター養成講座開催状況一覧表 (資料 3P.4) 平成 27 年度は市内各地で 67 回実施し、1,366 件のサポーターが誕生し、累計で 14,366 名となっている。</p> <p>●相談件数・内容の把握の仕方について、8 つの地域包括支援センターで統一のフォームはあるのか？ →各地域包括支援センターには、どのような内容であればどの項目に当てはめるか、という簡単なマニュアルを渡している。また件数については統一のフォームで報告をもらうようにしている。</p> <p>●相談に対して十分に対応できなかった事例はあるか？もしあればその内容は？ →具体ケースとしては把握していない。各地域包括で解決しきれなかったケースが中央の方に上がってくる。そこで解決できなかったケースは今年度は無い。しかし中央の方に相談しても解決しないだろうとの判断から止まっているケースがないかということも今後は調べていきたいと考えている。</p> <p>●資料 3P.3 の高齢者虐待の対応について「分離」6 人とあるが、これは施設入所ということか？ →介護保険の施設ではなく養護老人ホームへの入所やショートステイ、市外への転居等がある。</p> <p>●資料 3P.3 の相談内容において、権利擁護・虐待が今年度だけ異常に増えているが原因は何か？ →高齢者虐待防止法の認識がケアマネ、地域の民生委員、福祉委員の方にかなり浸透し、通報されてこられることが原因。これまでも潜在的な対象者は結構いた。従前では虐待ではなからうという認識の事例でも、高齢者虐待防止法の認識が高まったために通報件数が増えたと推測できる。</p> <p>平成 28 年度川西市地域密着型サービス事業者公募要項 (抄) の P.7 参照。 ・公募スケジュールについて、9 月 26 日～9 月 30 日応募受付。 ・応募があった場合、選定に伴う部会を 10 月 13 日 (木) 開催予定。</p> <p>●川西市でも徘徊高齢者はいるのか？ →実際行方不明になられた方はいるが、関係機関のネットワークにより捜索するので、今年度発見に至らなかった方はいない。</p>
---------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●平成 28 年度川西市地域密着型サービス事業者公募について、質問と回答の期間はもう過ぎているが状況はいかがか？

→今のところ、質問等は一切なし。ただし説明会の方には参加団体があったので、応募があるのではないかと推測している。

●高齢者徘徊見守り登録靴用ステッカーに GPS はついているのか？

→靴用ステッカーと GPS は別の事業。

●靴用ステッカーや GPS の案内や告知はしているのか？

→案内はしているが、GPS は伸びていない。その理由として、GPS は持つ習慣がない場合や、本人の携帯に GPS 機能がついているので利用が伸びていないと考えられる。よってそれを補完するために靴用ステッカーを導入した。

●靴用ステッカーは有料か？

→無料。

●靴用ステッカーは広報に載ったこともあるが、認知症であることが特定され、お金をだまし取られるなど悪用される可能性もあるので、広く周知するのはあまりよろしくないと感じる。

●介護保険制度を使う方が増える一方で、現場の職員不足は大きな課題だと感じる。現在、重度の介護度で在宅サービスを使う方が非常に増えており、訪問看護ステーションは増えてはいるがまだまだ追いついていない。また癌末期やターミナルの方については訪問介護の支援も必要になってくるが、受け皿がまだまだ十分ではないと感じる。今の職員数でやろうと思えばできなくはないが、残業したり休みを返上したり、24 時間の対応になってくるので、職員が疲弊している。そんな中で、この業界にも飛び込んできてくれるような、魅力的な介護職のアピールを市に希望している。

●審査会に関わる中で、要介護 1・2 でも、実際に在宅生活で大変な方が多いと認識している。

その中でも特に認知症の方の介護度に関してそれを感じている。その反面認知症対応のデイサービスの利用人数が減っているのもその原因は何か、また要介護 3 でなければ施設入所できないという決まりの中で、認知症の方への対応を考えていかなければならないと感じる。

また施設においても、人材不足を感じている。在宅生活が困難な方を受け入れるので、職員に対する負担は計り知れない。そのあたりを働きがいに反映していけるような施策を打ち出していけたらと思う。

●審査会に関わる中で、数字で出てくる介護度と実際の介護の必要性にギャッ

プを感じている。

この会でどうこうできる問題ではないが、判定基準の見直しが必要ではないかと感じる。

●第 7 期からは要支援の方は地域支援事業に移行するが、準備はできていますか？

→平成 29 年 4 月から、要支援 1 の方のデイサービスとホームヘルプが地域支援事業に移行する。移行する内容としては、今、現在やっている事業所はそのまま残る。それ以外はパターン A とパターン B という形を検討している。パターン A は基準が緩い形で雇用した方々で対応するというやり方。川西市では今現在、デイやホームヘルプの事業所が、その形で対応できるのかアンケートをとっている最中。パターン B とは、各地域のボランティアの方々がやっているような形。これも本当に、有償ないし無償のボランティアの方々が要支援の方の受け皿になれるのかどうかを、現在実際に協議体に話を聞き調査している。

また単価については、現行サービスがそのまま移行した分については、今の現行単価を基準に

考えている。パターン A や B については現行単価より下げた単価、例えば、A であれば 80%もしくは 70%。B であれば、今やっている金額を基本にして考えている。

上記について阪神間にも情報を聞きながら進めているが、決定すれば全体の運営協議会に報告させていただく。

●平成 29 年 4 月から、すぐにパターン A・B を導入するのか、順次導入していくのか？

→4 月から最低限、今の事業者がすべて移行すれば、要支援の方々は困らない。パターン A や B を導入するのは 4 月以降でも構わないので、順次検討していきたい。

●パターン B について、現在無償のボランティアの方々はそんなに多くはないので、このままでいけるのか。また、無償のボランティアの方々は有償のボランティアにはなかなか移行が難しいので、有償のボランティアを一から構築しなければならないのではないだろうか。

→意識の高さでやっておられるボランティアの方々については、パターン A・B に無理に当てはめずにこのまま残していくということも当然考えられるので、早急に検討していきたい。

●川西市介護保険事業概要について、毎年出てくるのが遅い。遅くても 6 月には出してほしいが難しいか？次の施策の為にも前年度のものは 5~6 月には出てきてもいいのではないだろうか。

→出納閉鎖が 5 月末である。そこから色々なものを集計したり傾向を調べたり

していく。また、
これから市議会で、決算審査が行われるため、その中で事業概要も齟齬がないように作っていく形になるのでこの時期になってしまう。もう少し早くできるように検討はしていきたい。

- 「目指せ！いきいき健康家族」について 配布資料のチラシ参照
元気な高齢者を増やしていこうという介護予防の概念で、11月5日に川西市医師会の主催でフォーラムが開催される。

以上